

# 第2部 平成24年度においてものづくり基盤 技術の振興に関して講じた施策

## ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

### はじめに

政府は、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、東日本大震災からの復興を目に見える形で大きく前進させるとともに、我が国の「強い経済」を取り戻すべく各種施策に取り組んでいるところである。

以下では、同緊急経済対策を含め、平成24年度においてものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策を報告する。

## 第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

### 1. ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

#### (1) 研究開発税制等の推進

##### ① 研究開発税制（減収見込 2,852億円（2012年度））

###### (ア) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

試験研究費の総額に対して、試験研究費割合（試験研究費総額の売上高に占める割合）に応じて8%～10%<sup>注1</sup>の税額控除ができる措置を引き続き講じた。税額控除は、2012年度から当期の法人税額の20%となる（2011年度までは当期の法人税額の30%）。

###### 【備考】

税額控除限度超過額については、1年間繰り越して控除することができる。なお、2009、2010年度に生じた税額控除限度超過額については、2012年度において税額控除の対象とすることが可能。

###### (イ) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の12%の税額控除ができる措置を引き続き講じた。税額控除は、2012年度から当期の法人税額の20%となる（2011年度までは当期の法人税額の30%）。

###### 【備考】

税額控除限度超過額については、1年間繰り越して控除することができる。なお、2009、2010年度に生じた税額控除限度超過額については、2012年度において税額控除の対象とすることが可能。

###### (ウ) 試験研究費の増加額に係る税額控除制度

上記に加え、試験研究費の増加額に係る税額控除制度又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除制度のいずれか（上記の制度とは別に、当期の法人税額の10%を限度）を選択して適用できる措置を平成24年度から2年間延長した。

##### ② 中小企業投資促進税制（減収見込 1,473億円（2012年度））

中小企業の設備投資を促進し、その生産性の向上を図るため、一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置である。2012年度税制改正により、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加する等の見直しを行うとともに、その適用期限を2014年3月31日まで2年延長した。

###### 【対象設備の内容】

機械装置、器具備品（電子計算機、デジタル複合機、試験又は測定機器）、工具（測定工具及び検査工具）、ソフトウェア、普通貨物自動車等

#### (2) 特定研究分野における技術開発支援

##### ① 未来開拓技術プロジェクト（64.5億円）

我が国が抱えるエネルギー・環境制約等といった構造的課題を克服し、将来の成長の姿を描くために、既存技術の延長線上にない、夢のある「未来開拓技術」によって日本再生を果たすべく、国が研究開発で新たな道を切り開くべき分野を絞り込み、研究開発投資を

注1 特別試験研究費がある場合の税額控除割合は、12%から試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除した割合。

重点化。その際、本格的な各省連携によるテーマ設定や成果の共有まで含めたプロジェクトの推進を行った。

## ②研究成果展開事業（先端計測分析技術・機器開発プログラム）（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

独創的な研究開発を支える基盤を整備するため、先端計測分析技術における革新的な要素技術開発、機器開発、プロトタイプ機の性能実証及びこれまでに開発されたプロトタイプ機の活用・普及を促進した。

## ③ナノテクノロジー・プラットフォーム（18億円）

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、全国的な共用体制を構築することにより、産学官の利用者に対し、最先端設備の利用機会と高度な技術支援を提供する。

## ④元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型>（22億500万円）

我が国の産業競争力強化に不可欠である希少元素（レアアース・レアメタル等）の革新的な代替材料を開発するため、物質中の元素機能の理論的解明から新材料の創製、特性評価までを密接な連携・協働の下で一体的に推進する。

## ⑤イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発（3億9600万円）

ものづくりに必要となる高性能・精緻化した最先端の複雑・大規模シミュレーションソフトウェアの研究開発を緊密な産学連携体制の下で推進した（イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発事業）。本事業で開発したソフトウェアは、フリーソフトウェアとして広く一般に公開されている。2012年度は、広範にわたる産業界のニーズを反映したソフトウェアを完成させフリーソフトウェアとして広く一般に公開した。その際、専門的な知識を持たない一般の技術者でも容易にソフトウェアを利活用できるようにするためのユーザーマニュアルの拡充を行うとともに、開発したソフトウェアのアウトリーチ活動等に利用するため解析事例のデータベース化を推進した。これらの施策により、高度なソフトウェアの戦力化が促進され、産業イノベーション創出の強化に大きく貢献できることが期待される。

## ⑥小型地球観測衛星網の研究開発

大型衛星に劣らない機能・低コスト・短期の開発期間を実現する高性能小型衛星及び小型地上システムの開発等により、自然災害等における被災状況の迅速な把握を可能とする災害監視網を構築する。また、同様のニーズを持つ新興国等へのインフラ・システム輸出を促進する。

## ⑦光・量子科学技術研究拠点形成に向けた基盤技術開発（1,316百万円）

光・量子科学技術は、広範な科学技術や微細加工等の産業応用に必要不可欠な基盤技術である。我が国の光・量子科学技術分野のポテンシャルと他分野のニーズとをつなげ、産学官の多様な研究者が連携・融合しながら光・量子科学技術の基盤技術開発を進めるとともに、この分野を将来にわたって支える人材育成を推進した。

## (3) 国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基盤の強化

### ①X線自由電子レーザー施設（SACLA）の整備・共用（75億0100万円）

国内の300以上の企業の技術を結集して開発・整備されたX線自由電子レーザーは、従来の10億倍を上回る明るさのX線レーザーを発振し、レーザーと放射光の特徴を併せ持つ光を用いて原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤施設である。本施設を広く研究者等の利用に供することにより、医薬品や燃料電池の開発、光合成のメカニズムの解明など、幅広い研究分野で革新的な成果を生み出すことが期待されている。2012年度からは先導的成果の創出を目指すとともに、利用者・利用分野の拡大、今後の産業利用の推進を図るため「X線自由電子レーザー重点戦略研究課題」を実施している。

### ②革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）の構築（164億1600万円）

革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）は、世界最高水準の計算機能を有するスーパーコンピュータ「京」を中核とし、多様な

利用者のニーズに応える革新的な計算環境を実現するものである。「京」は2012年6月にシステムが完成し、同年9月末に共用を開始した。また、「京」を利用した研究成果については、同年11月に「約2兆個のダークマター粒子の宇宙初期における重力進化の計算」が世界最高の成果と評価され、ゴードン・ベル賞<sup>注2</sup>を受賞するなど、「京」を利用した研究成果が2年連続の受賞を果たし、成果創出に向けた取組が着実に進捗している。また、「次世代ものづくり」を含む戦略分野<sup>注3</sup>における研究開発や我が国の計算科学技術体制の整備を行う「HPCI戦略プログラム」を実施しており、具体的には、各分野4～7の研究開発課題に取り組むとともに、計算科学技術推進体制の構築のため研究支援体制整備、HPCI資源の効率的マネジメント、人材育成等を行っている。例えば、自動車の開発などで従来行われていた風洞実験等をシミュレーションで代替することにより設計の効率化に貢献するなど、今後、産業競争力の強化に資する画期的な成果創出が期待される。

#### ③大型放射光施設（SPring-8）の共用（87億13百万円）

SPring-8は世界最高性能の放射光を利用する施設である。放射光を用いることで微細な物質の構造や状態の解析が可能なことから、ライフ・イノベーションやグリーン・イノベーションなど、日本の復興や経済成長を牽引する様々な分野で革新的な研究開発に貢献している。企業等への利用促進を図り、2012年度は年間15,000人以上が利用し2,000件以上の課題に活用され、ものづくりに関する研究開発を後押しした。

#### ④大強度陽子加速器施設（J-PARC）の整備・共用（171億59百万円）

大強度陽子加速器施設（J-PARC）は、世界最高レベルのビーム強度を持つ陽子加速器から生成される中性子を利用して、生命科学技術や、物質・材料科学技術など、様々な産業利用に貢献している。2012年度は約4,500人が利用し、約450件の課題に活用された。

## （4）提案公募型の技術開発支援

### ①中小企業技術革新制度（SBIR）制度

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（1999年法律第18号）に基づき、新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額の設定、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成により、国の研究開発予算の中小企業者への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図った。また、SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業を継続して実施した他、本制度における多段階選抜方式の普及のため、中小企業技術革新挑戦支援事業を実施した。

### ②戦略的基盤技術高度化支援事業（131億96百万円）

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の22技術）の高度化等に向け、中小企業等からなる共同研究体が行う研究開発から試作までの取組を支援した。2012年度においては、134件の認定計画に従って行われる取組を採択した。

### ③グローバル技術連携支援事業（6億円）

中小企業の海外への展開を図るため、ニッチ分野等の世界市場獲得を目指す中小企業の共同体が、オンリーワン技術獲得や技術流出防止等のために取り組む試作品開発やその販路開拓等を支援した。2012年度の採択件数は51件であった。

### ④中小企業技術革新挑戦支援事業（0.5億円）

中小企業者が、自社の有する技術及び技術シーズを用いて国等における技術開発課題が解決可能であるかどうかやその事業性に関して探索研究・実証実験（F/S：フィージビリティ・スタディ）を行うことを支援。本事業により、国等の特定補助金等への中小企業者等の参加機会の拡大及び研究開発成果の事業化の拡大を図った。

2012年度は、本事業の成果をもとにして厚生労働省「障害者自立支援機器等開発促進事業」と連携し、

注2 米国計算機学会（ACM）が、毎年ハードウェアとアプリケーションの開発において最高の成果をあげた論文に付与する賞。

注3 戦略分野：「京」を中核としたHPCIを最大限利用して画期的な成果を創出し、社会的・学術的に大きなブレークスルーが期待できる分野として、以下の五つの分野が設定されている。

分野1：予測する生命科学・医療及び創薬基盤

分野2：新物質・エネルギー創成

分野3：防災・減災に資する地球変動予測

分野4：次世代ものづくり

分野5：物質と宇宙の起源と構造



16件のF/Sを実施した。

#### ⑤ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業（1,007億円）

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援した。

#### ⑥地域イノベーション創出実証研究補助事業（2億77百万円）

地域の資源や技術を活かした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の中小企業をはじめとする産学官のリソースを最適に組み合わせた共同研究体等による実証研究を支援した。

#### ⑦イノベーション実用化助成事業（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

民間企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を実用化・事業化に着実かつ効果的に結実させるため、実用化開発を行う民間企業等に対し、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じて支援を行った。

#### ⑧ベンチャー企業への実用化助成事業（第一次補正：100億円）

研究開発型ベンチャーにおける研究開発成果をより効果的・効率的に実用化するため、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じ、その実用化開発を補助することとした。

#### ⑨産業技術研究助成事業（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

産業技術力強化の観点から、産業界のニーズや社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘や産業技術人材の育成を図るため、前年度までに採択した研究テーマについて、引き続き助成金を交付した。

### (5) つくばイノベーションアリーナ（TIA）の形成

ナノテクノロジーの研究開発を加速させるため、（独）産業技術総合研究所、（独）物質・材料研究機構、筑波大学及び（一社）日本経済団体連合会が連携して産学官連携集中拠点「つくばイノベーションアリーナ

（TIA）」を推進している。平成24年（2012年）4月に、高エネルギー加速器研究機構（KEK）が新たに参画し、TIAの拠点強化が図られた。研究開発プロジェクト成果であるサンプル試料をユーザー企業に提供し評価をフィードバックする取組などにより、民間企業や大学等と連携網を広げ、産学官に開かれた研究開発拠点として、ナノテクノロジーの産業化と人材育成を一体的に推進している。

### (6) 国際標準化戦略の推進

#### ①戦略的国際標準化加速事業（21億50百万円）

我が国産業の競争力強化の観点から、国が主体となって取り組むべき国際標準化テーマについて、必要なフェジビリティスタディーから標準化のための研究開発、実証データや関連技術情報の収集、国内関係者の調整などを実施した上で、国際規格原案の作成・提案を行い、さらに、国際交渉を進め、適切な国際標準化を戦略的に実現した。また、高度道路交通システムに関する国際標準化等について、重点的に取組を進めた。

#### ②アジア基準認証推進事業（1億48百万円）

我が国の民間企業等とアジア諸国の研究機関等との間で共同実証を実施し、性能評価方法などを共同開発し、その国際標準化を図り、加えて、アジア諸国の試験機関の認証能力向上の支援を実施した。本事業により、日本製品の強みを適正に評価できる性能評価方法を普及させ、日本製品の世界市場への展開を後押しした。

### (7) 先端技術の実用化への橋渡し支援

我が国で開発された技術を実用化に結びつけ、新しい市場と産業、雇用を創出して行くため、「イノベーション拠点立地支援事業」として①企業等が、研究開発の成果を試作・実証するための設備等の整備、②産学官が連携し、開発した技術の実用化を目指す共同研究施設等の整備に関し支援を行った。

## 2. 技術に関する研修及び相談・助言等

### (1) (独) 中小企業基盤整備機構における窓口相談・ 専門家派遣、人材・情報提供事業 (2012年度 (独) 中小企業基盤整備機構交付金の内数)

(独) 中小企業基盤整備機構では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家等が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指している中小企業、経営革新や新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決に取り組む中小企業等に対して、窓口相談及び専門家派遣等を通じて成長発展段階に応じたハンズオン支援を実施した。

### (2) 中小企業支援ネットワーク強化事業 (29億 95百万円)

中小企業が抱える経営課題が高度化・専門化するなかで、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難であることから、中小企業支援の専門知識だけでなく豊富な実績を有する相談員が、商工会や商工会議所などの中小企業支援機関を巡回して、相談への直接対応や専門家派遣を行い、課題解決に向けた支援を実施した。

## 3. 知的財産権の取得・活用に関する支援

### (1) 模倣品・海賊版対策について

#### ① 政府模倣品・海賊版対策総合窓口による対応

2004年8月に経済産業省に設置された一元的相談窓口において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を1,855件受け (2012年)、関係省庁と連携して解決への対応を行うとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

また、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用を行っており、トルコ・マレーシアへの働きかけを行った。

### ② 第3回日中知的財産権ワーキンググループ・フォローアップ会合の開催及び知的財産保護官民合同訪中代表团 (官民合同ミッション) の派遣

2012年6月には、第3回日中知的財産権ワーキンググループのフォローアップ会合を開催し、ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) と中国法との整合性に関する共同研究等を実施した。

産業界との連携の下、2012年9月に第8回官民合同訪中ミッション (ハイレベル) を、翌2013年1月には北京に2月には広州に、官民合同訪中ミッション (実務レベル) を派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局に対して、地方レベルでの摘発強化、模倣業者の再犯行為、商標の不正出願等について要請を行うとともに、日中が共同で取り組む知財保護に係る協力事業などについて合意した。

### (2) 知的資産経営の推進

2012年11月上旬を中心に「知的資産経営 WEEK 2012」を開催し、中小企業等への知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

また、金融機関が中小企業の知的資産情報を活用して事業支援やビジネスマッチング等を行うなど、知的資産経営支援が促進されるように、特許庁と協力して「金融機関等から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究」を行った。本調査研究では金融機関における知的資産情報の活用情報について調査するとともに、有識者からの意見も参考にし、知的資産情報の有効な活用方法等に関する提言をまとめた。

さらに、(独) 中小企業基盤整備機構では、経済産業省と連携しつつ、埼玉県飯能信用金庫において、「地域金融機関による顧客企業の知的資産経営支援モデル事業」を実施した。

### (3) 営業秘密管理・技術流出防止

雇用形態の多様化や人材の流動化等の影響により、営業秘密を争点とした裁判例は増加傾向にあり、その主な漏えい経路として退職者等が絡んだ営業秘密の流出が深刻となっていることから、「人材を通じた技術流出に関する調査研究」を実施した。本調査研究では、

人材を通じた営業秘密の流出実態等を把握すべく、我が国企業1万社（回収率30.1%）の実態を調査するとともに、退職者等の人材を通じた営業秘密の流出を防止するための対応策の一つである競業企業への転職を禁止する競業避止義務契約等の在り方について、裁判例等の調査や有識者による分析等を行い、その内容をとりまとめた。

さらに、全国説明会を実施し、企業の知財実務者や技術者等に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者等の意識向上を図った。

#### (4) 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援

##### ①特許電子図書館（IPDL）（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

産業財産権情報を活用した効率的な先行技術調査及び技術開発等を促進するため、国内外で発行された約9,300万件（2013年3月末時点）の特許・実用新案、意匠及び商標に関する公報類及び審査・審判に関する経過の関連情報を特許電子図書館としてインターネットを通じて無料で提供した。

また、急増する中国文献を検索可能とするために、人手翻訳により中国特許の和文抄録を作成し、特許電子図書館において2013年3月から提供を開始した。

##### ②特許出願技術動向調査（5億67百万円）

「太陽電池」、「磁性材料」、「スマートグリッドを実現するための管理・監視技術」を始めとする10テーマについて、国内外の特許情報を基に技術動向を分析し、企業や大学が研究開発戦略、知財戦略を策定する際に有益な情報をまとめた特許出願技術動向調査を実施した。

2012年度の調査結果については、特許庁ホームページにて掲載するとともに、学会発表等により周知している。

#### (5) 権利化に対する支援

##### ①円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許

法、産業技術力強化法及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）に基づき、一定の要件を満たす中小企業を対象として、特許料及び審査請求料の半額軽減措置を講じている。2012年4月1日から主に以下の点について軽減措置を拡大した。

(ア) 特許料の減免期間を3年から10年に延長

(イ) 中小企業の減免要件である職務発明要件及び予約承継要件の廃止（他社から譲渡された発明も減免対象とした）

(ウ) 設立後10年を経過していない個人事業主、中小企業を減免対象者に追加

中小企業による2012年度の軽減措置の利用件数は12,874件。

##### ②早期権利化に対する支援

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、特許出願に対する早期審査・早期審理を継続して実施した。2012年の早期審査の利用件数は約14,700件、早期審理の利用件数は約150件。さらに、早期審査よりもさらに早期に審査を行うスーパー早期審査制度（試行）も継続して実施した。

また、東日本大震災により被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可能とするため、被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられる「震災復興支援早期審査・早期審理」について、当面の間、継続して実施することとした。

##### ③世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

経済のグローバル化や、イノベーションのオープン化が進展する中であって、日本企業が世界中でビジネスを円滑に行うことができるよう、国際的な知財インフラを順次整備していくために、特許庁では国際知財戦略（平成23年7月策定）を推進している。

急増する中国文献の調査を拡充するために、平成24年度より中国特許文献の和文抄録の作成を開始し、平成25年3月に特許電子図書館（IPDL）においてその和文抄録の提供を開始した。また、増大する世界の



特許文献を効率的に調査できるように、平成24年度も世界共通の特許分類の構築に向けた議論を行った。

また、企業のイノベーションを円滑に事業化できるように、平成24年度に事業戦略対応まとめ審査の検討を行った。事業戦略対応まとめ審査は、新規な事業や国際展開を見据えた事業に係る製品・サービスを構成する複数の出願について、事業説明を受けたうえで、分野横断的に一括して審査を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。この事業戦略対応まとめ審査は、25年4月に開始予定である。

## (6) 知的財産の戦略的な活用に対する支援

### ①知財のワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」 (18億14百万円)

都道府県ごとに「知財総合支援窓口」を設置し、窓口支援担当者を配置することで、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供した。専門性が高い課題等には知財専門家を活用し協働で解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知財を有効に活用できていない中小企業等の発掘などを通じて、中小企業等の知財活用の促進を図った。2012年度ののべ支援件数は118,685件であった。

### ②地域中小企業外国出願支援事業 (1億45百万円)

中小企業者における戦略的な外国への特許出願等を促進するため、都道府県等中小企業支援センターを通じて、中小企業者が行う特許、意匠、商標の外国出願にかかる費用の一部を助成した。2012年度は、36か所の都道府県等中小企業支援センターにおいて実施し、支援件数は191件。

## (7) 知的財産情報の高度活用による権利化の推進

### ①海外知的財産プロデューサーによる支援 ((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

2011年度から、我が国企業等の海外における事業展開を促進・円滑化させるために、海外での事業展開が期待される有望技術を有する企業等に対して、海外進出先における事業内容や知的財産保護事情に適した権利取得及び管理・活用等の知的財産マネジメントの支援を行っている。

2012年度は、6人の海外知的財産プロデューサーにより、約180社の新規の企業等の支援を行った。

### ②開放特許情報データベースの提供 ((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

開放特許(権利譲渡又は実施許諾の用意のある特許)を産業界や地域の企業に円滑に流通させ、事業化を推進していくために、大学・公的研究機関、企業等が保有する開放特許をデータベース化し、インターネットを通じて提供している。

本データベースを利用することで、「ライセンス情報(譲渡含む)」や複数のライセンス情報を組み合わせた「ライセンスパッケージ情報」等を無料で登録・検索することができる(登録件数約41,000件(2013年2月末時点))。

### ③リサーチツール特許データベースの提供 ((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の円滑な利活用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許をデータベース化し、インターネットを通じて2009年度から提供している。

開放特許情報データベースと同様に、リサーチツール特許を登録・検索することができる(登録件数約700件(2013年2月末時点))。



## 第2節 ものづくり事業者と大学等の連携

### 第2節

#### ものづくり事業者と大学等の連携

### 1. 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(1) 地域イノベーション創出実証研究補助事業  
(再掲 第2部第1章第1節1. (4) ⑥参照)

(2) 新産業育成ビジネス・インキュベータの提供  
(独) 中小企業基盤整備機構において、創業や新製品・新技術の研究開発等を行おうとしている者等に対して、新産業育成ビジネス・インキュベータを提供した。

(3) 大学発新産業創出拠点プロジェクト  
(START) (13億円)

発明の段階から、ベンチャーキャピタル等の民間の事業化ノウハウを活用しつつ、大学の革新的技術の研究開発支援と事業育成を一体的に実施し、世界市場を目指す大学発ベンチャー等の創出を推進した。

(4) 地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業 (2012年度補正：500億円)

産学官が人材、設備、知材を一つ屋根の下で共有して革新的課題の研究開発に取り組む「場」の構築を推進した。

(5) 研究成果展開事業 (研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP)) ((独) 科学技術振興機構運営費交付金の内数)

実用化の可能性を検証するシーズ探索や企業との実用化に向けた共同研究開発、シーズを基にした大学発ベンチャーの設立支援等、それぞれの状況におけるニーズや課題の特性に応じた最適なファンディングを設定し、大学等の研究成果を実用化につなぐための産学共同研究を総合的かつシームレスに推進した。

(6) 研究成果展開事業 (戦略的イノベーション創出推進プログラム) ((独) 科学技術振興機構運営費交付金の内数)

戦略的創造研究推進事業 (CREST、ERATO、さき

がけ、SORST) 等の研究成果を基に、実用化を目指して複数の産学研究者チームからなるコンソーシアムにより行われる大規模かつ長期的な研究開発を推進した。

(7) 研究成果展開事業 (産学共創基礎基盤研究プログラム) ((独) 科学技術振興機構運営費交付金の内数)

産学連携を基礎研究まで拡大し、産学の対話を行う「共創の場」を構築することで、産業界の技術テーマの解決に資する大学等の基礎研究の推進に関する取組を行った。

(8) 産学共同実用化開発事業 (2012年度補正：600億円)

優れた研究成果の企業化の加速のため、国から出資された資金等により、大学等の技術を用いて企業等が行う事業化開発の支援に係る公募を開始した。

### 2. 大学等の研究成果の利用の促進

(1) 創造的産学連携体制整備事業 (1億27百万円)

イノベーションの創出の推進のため地域の産学官連携拠点を中心に広域的活動を行う TLO (Technology Licensing Organization: 技術移転機関) 等に対し、産業界・大学等との密接な連携体制を構築し、産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材の育成・活用、及び当該人材による産学連携活動を支援することにより、大学等の研究成果の産業界への移転を促進した。

(2) イノベーションシステム整備事業 (大学等産学官連携自立化促進プログラム) (19億82百万円)

大学等の研究成果を効果的に社会につないでいくため、国際的な産学官連携や大学間の連携等による特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援を行い、大学等が持続的に産学官連携活動を実施できる環境の整備を図った。

### (3) 知財活用支援事業（独）科学技術振興機構 運営費交付金の内数）

大学等の研究成果の海外特許出願関連支援、目利き人材の育成、研究のための知財開放スキームの構築、総合的な技術移転相談、大学見本市の開催、特許、技術や市場性規模等の評価分析、開発あっせん・実施許諾等を実施することで、大学等の知財活動の活性化が図られるよう積極的に支援し、研究成果の技術移転の促進を図った。

また、2012年度は、日本の国際知財戦略上重要な研究テーマについて、大学等が周辺特許を戦略的に確保して効果的に技術移転を進めるために必要な特許群の形成に向けた支援を行った。

## 3. アジア人財資金構想（1億81百万円）

アジア等諸外国とのネットワーク形成、我が国大学・企業のグローバル化、我が国の産業競争力強化を図るため、我が国企業に就職意志のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生を、我が国産業界で活躍する高度外国人材として育成するべく「アジア人財資金構想」を2007年度から経済産業省と文部科学省が共同で実施している。

具体的には、下記①～④を一連の事業として展開し、我が国産業界の高度外国人材の確保への寄与を図った。

①産学連携による専門教育、②ビジネス日本語・企業文化教育、③インターンシップ、④就職支援

## ものづくり労働者の確保等に関する事項

## 第1節 失業の予防その他雇用の安定

## 1. 雇用創出に対する支援

## (1) 中小企業労働力確保法に基づく支援（17億2百万円）

健康、環境分野及び関連するものづくり分野に創業・異業種進出した中小企業が経営基盤を強化するための人材を雇い入れた場合の他、当分野に該当する中小企業の団体が雇用管理の改善の取組を行った場合についての助成を行うことにより、雇用機会の創出の担い手である中小企業における人材の確保、魅力ある職場作り等を支援した。

## 2. 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

## (1) 雇用調整助成金による雇用の維持・安定（2,033億46百万円）

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

なお、平成24年10月より事業活動の縮小を判定するための生産量（又は売上高）要件の厳格化などを行った。

## 3. 労働力需給調整機能の強化

## (1) 官民連携した雇用関係情報の積極的な提供等（6億89百万円）

民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、ハローワーク等が保有する求人情報をパソコン、携帯電話端末等からインターネットを利用して一覧、検索できる「しごと情報ネット」事業を実施した。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を実施した。

## (2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進（17百万円）

2007年6月に策定・公表した製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む「請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン」を活用し、請負事業主や発注者を対象に相談事業を行うとともに、請負事業の適正化・雇用管理改善に向けて自主的な取組を促進するための支援を実施するため、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度を実施した。

## 4. 若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

## (1) 若年者等トライアル雇用制度の活用による就職支援の促進（45億29百万円）

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、一定期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を図ることを目的として、試用雇用奨励金（1人4万円、最大3か月）を支給した。

## (2) 地域若者サポートステーションの拡充（19億56百万円）

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、専門的な相談やネットワークを活用した適切な専門機関への誘導など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業を2006年度に創設した。

2012年度においては全国116か所において実施するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援（アウトリーチ）による学校教育からの円滑な誘導体制を

整備し、新たに職業訓練に移行した者の継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化した。

### (3) 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）の創設（600億円）

若年者の正規雇用としての就職及び定着を促進するため、非正規雇用の若年者を対象に職業訓練を実施する事業主を支援し、さらに訓練修了後に正規雇用として雇用し、その後の定着に努めた事業主にも支援を行った。

## 5. いくつになっても働ける社会の実現

### (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進（125億51百万円）

#### ① 高齢者雇用確保措置の確実な実施

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を事業主に義務付けた高齢者雇用安定法に基づき、当該措置を実施していない事業主に対して、公共職業安定所等による助言・指導を実施した。

#### ② 年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備

定年引上げ等奨励金の支給により、65歳以上への定年の引上げや、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入等を実施した中小企業事業

主、定年の引上げ等にあわせて、高齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主、他の企業での雇用を希望する定年を控えた高齢者を職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対する支援を行った。

### (2) 高齢者等の再就職支援の促進（940億72百万円）

60歳以上の求職者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給した。

また、求人職種の職務経験がない等により直ちに常用雇用されることが困難な中高年齢者を常用雇用への移行を前提として試行的に受け入れ就業させる事業主に対して試行雇用奨励金を支給した。

### (3) 高齢者の多様な就業・社会参加の促進（7億68百万円）

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センターにおいて、自治体と共同して企画提案した事業を支援した。

## 第2節 職業能力の開発及び向上

### 1. 職業能力開発対策の推進

#### (1) 公共職業訓練の推進

公共職業能力開発施設では、ものづくり分野を中心として、離職者の再就職の支援や在職労働者のスキルアップ、高度な技能者の養成に取り組んだ。このほか、都道府県が、専修学校や各種学校、大学、NPOなどの民間教育訓練機関に委託する訓練により、地域や企業のニーズをとらえた職業訓練を提供した。

なお、公共職業能力開発施設として、職業能力開発

校（2012年4月現在（以下同じ）162校）、職業能力開発短期大学校（14校）、職業能力大学校（10校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（61か所）及び障害者職業能力開発校（19校）を設置している。

#### (2) 求職者支援制度の推進

非正規雇用の労働者など雇用保険を受給できない求職者に対する新たなセーフティネットとして、無料の職業訓練の受講機会を提供し、一定の要件を満たす場



合には職業訓練（求職者支援訓練）を受けることを容易にするための給付金を支給するなどして、その早期就職を支援する「求職者支援制度」を2011年10月から実施している。

求職者支援訓練には多くの職種に共通する基本的能力（例：パソコン操作能力など）を習得するための「基礎コース」と特定の職種（例：ホームヘルパーなど）の職務に必要な実践的能力を基本的能力から一括して習得するための「実践コース」がある。

## 2. 事業主が行う職業能力開発の推進状況

### (1) 事業主に対する助成金の支給（85億56百万円）

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施及び自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給した。

### (2) 認定職業訓練に対する支援（9億65百万円）

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練機関、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設（全国1,143施設）について、これを運営する中小企業事業主等に対して、その運営等に要する経費の一部について補助を行った。また、東日本大震災で被災した認定職業訓練校の復旧を推進した。

### (3) 成長が期待できる分野の人材育成支援（442億円 ※2010～2013年度）

#### ①成長分野等人材育成支援事業

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、また他の分野から配置転換し、Off-JTを実施した事業主に対し、事業主が負担した訓練費用を、対象者1人当たり20万円を上限として支給する成長分野等人材育成支援事業を実施した。また、当該分野の事業主が、労働者を移籍により受け入れ、必要な職業訓練を行う場合に、

○JTも含め訓練費用を助成するなどの支援を行った。

#### ②日本再生人材育成支援事業

成長が期待できる健康、環境、農林漁業分野及び関連する分野（製造業の一部等）の人材育成を支援するため、当該分野の事業主が、雇用する非正規雇用労働者に対して一定の職業訓練を実施した場合の助成措置を創設した（2013年1月）。

また、当該分野の事業主が、正規雇用労働者に対して一定の職業訓練を実施した場合の助成措置を創設する（同年1月）とともに、同年3月には制度を拡充し、事業主都合で離職した者を雇い入れ、又は労働者を出向により受け入れ、当該労働者に対して一定の職業訓練を実施した場合に助成することとした。

### (4) 新事業展開地域人材育成支援事業の推進（1億円）

2012年度から新たに、地場産業が集積する地域の業界団体など（事業協同組合など）が教育訓練機関と連携して、これまで培ってきた技能・技術を活かし新たな事業展開を図る企業に対して、必要となる技能を付与するための教育訓練カリキュラムの開発や教育訓練の実施などの人材育成支援を行った。

## 3. 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

### (1) 教育訓練給付制度（56億68百万円）

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受け、その教育訓練を修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。対象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定しており、2012年10月1日現在8,092講座を指定した。うち、製造業に関するものは78講座となっている。

## 4. 職業能力形成機会に恵まれない者に対する能力開発支援

### (1) ジョブ・カード制度の推進（107億円）

ジョブ・カード制度は、フリーターなどの非正規雇

用労働者などの職業能力を向上させることなどを通じて、その雇用の安定化などを図ることを目的とし、①ジョブ・カードを活用した効率的なキャリア・コンサルティングの実施、②企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせ実践的な職業訓練などの受講機会の提供、③キャリア・コンサルティングにおいて明らかにされたキャリアに関する希望や訓練修了後の訓練受講者の職業能力に対する評価が記載

されたジョブ・カードの就職活動などにおける応募書類としての活用、④ジョブ・カードにおいて的確に評価された職業能力の可視化、を通じて求職者と企業との適切なマッチングや職業能力を主な基準とした外部労働市場の形成を促進した。

また、公共職業訓練や求職者支援訓練においてもジョブ・カードは活用されており、2013年1月末現在のジョブ・カードの交付者数は822,883人である。

## 第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

### 1. 職業能力評価制度の整備

#### (1) 技能検定制度の運用（14億47百万円）

技能検定制度は、労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、電子機器組立て等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に128職種について実施されている。

また、128職種のうち114職種は都道府県知事が、14職種は民間の指定試験機関が実施することとなっている。

#### (2) 職業能力評価基準の整備（2億53百万円）

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、“ものさし”、“共通言語”となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでいる。2012年度までには、業種横断的な事務系職種のほか、業種別のもので電気機械器具製造業、自動車製造業等48業種の職業能力評価基準を策定した。

### 2. 「ものづくり立国」の推進

#### (1) 若年者に対する技能啓発の推進（49百万円）

将来の仕事について考え始める時期である小学校高学年から高校生を対象として、職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種を中心に130を超える職種の仕

事をわかりやすく紹介する催事を開いた。

この催事において、技能検定の職種に携わる職人達の技能実演や技能体験指導、技能検定の職種に関係する学校や職業訓練校の紹介、各業界の第一人者によるものづくり教育に関する講演などを行った。

#### (2) 業界等が取り組む熟練技能者を活用した技能継承の支援・促進（72百万円）

技能継承を効果的に推進するためには、業界等が課題とするそれぞれの技能継承課題に応じて、業界等が主体的に技能継承に取り組むことが極めて重要である。このことから、業界等による熟練技能者を活用した技能継承の主体的な取組を支援、促進した。

#### (3) 各種技能競技大会等の実施

##### ①技能競技大会等の推進（4億78百万円）

技能の素晴らしさ、重要性について若者を始めとした国民各層に深く浸透させるため、各種技能競技大会を開催した。そのうち最も規模の大きい青年技能者技能競技大会（技能五輪全国大会）は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者（23歳以下）が参加して毎年開催しているが、2012年度（第50回技能五輪全国大会）は2012年10月26日から10月29日にかけて行われ、40職種に1,097名の青年技能者が参加した。

##### ②卓越した技能者の表彰（21百万円）

広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって

技能者の地位及び技能の向上を図るとともに、青少年が、その適正に応じ、誇りと技能を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者（現代の名工）の表彰を実施しており、2012年度は2012年11月8日に表彰式を開催し、150名を表彰した。

なお、1967年度に第1回の表彰が行われて以来、2012年度の第46回の表彰までで、被表彰者は5,438名となった。

### 3. 労働条件の確保・改善

#### (1) 労働条件の確保対策

厳しい雇用情勢が続く中、労働基準監督署等において、製造業も含め、解雇、雇止めや賃金不払い事案等への的確に対応するとともに、一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に関する対策等を推進した。

#### (2) 機械災害防止対策の推進

労働基準監督署等において、機械設備を製造等又は使用する事業場等に対して、「機械の包括的な安全基

準に関する指針」の周知等を行うとともに、機械設備に係る災害発生事業場等に対する個別指導等を行った。機械譲渡時等における機械の危険情報の通知を努力義務とし、機械災害の一層の減少を図っている。

#### (3) 中小規模事業場におけるリスクアセスメント研修の実施（56百万円）

中小規模事業場において、労働災害の減少に効果のあるリスクアセスメントを適切に実施できる人材を育成するため、災害が多発している製造業に属する工業団地等中小規模事業場集団（87集団）の事業場の安全担当者を集めて、リスクアセスメントの進め方に関する演習形式の研修を行った。

#### (4) 安全から元気を起こす戦略の推進

企業における安全活動の活性化のため、安全な職場づくりに熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるよう「あんぜんプロジェクト」を2011年度に引き続き実施するとともに、「『見える』安全活動コンクール」を実施し、「あんぜんシンポジウム」を開催した。

## ものづくり基盤産業の育成に関する事項

### 第1節 産業集積の推進等

#### 1. 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規産業等に係る支援機能の充実

##### (1) 国内立地補助金（2011年度第3次補正：5,000億円）

###### ① 企業等の国内立地の促進

東日本大震災を契機に産業の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、サプライチェーンの中核となる代替の効かない部品・素材分野と我が国の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点に対して補助を措置し、企業の我が国における立地環境の改善を図りつつ、国内への新たな投資を促進し、雇用を維持・創出するための支援を講じた。2012年度7月には第二次公募にかかる採択事業を決定した。

###### ② イノベーション拠点立地支援（再掲 第2部第1章第1節1. (7) 参照）

##### (2) 伝統的工芸品産業の振興対策事業（10億61百万円）

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、(一財) 伝統的工芸品産業振興協会及び伝統的工芸品の各産地の特定製造協同組合等に対し、後継者育成事業や需要開拓事業等に対する補助を行った。また、被災地県等の伝統的工芸品の震災復興のため、需要開拓事業や生産基盤確立・強化事業等に対する補助を行った。

##### (3) 地域企業立地促進等事業（13億70百万円）

地域が自らの特色を踏まえて策定した基本計画の実現に向けた高度な人材育成や貸工場、貸事業場の整備等を行う事業に対し補助を実施するとともに、工場立地相談窓口による企業立地に関するワンストップサービスの提供を行った。また、中小企業者の企業立地や事業高度化への取組に対する資金調達の円滑化を図るため、(株) 日本政策金融公庫等を通じた融資を実施した。

##### (4) イノベーションシステム整備事業（地域イノベーション戦略支援プログラム）（93億46百万円）

文部科学省、経済産業省及び農林水産省では、地域イノベーションの創出に向けた地域主導の優れた構想を効果的に支援するため、大学等の研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、3省が連携して支援するシステムを構築し、「地域イノベーション戦略推進地域」を共同で選定することとしている。2012年度は29地域を選定し、そのうち文部科学省では、当該地域のうち、地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる16地域に対して、「地域イノベーション戦略支援プログラム」として、知的財産の取得、人材育成等のソフト・ヒューマンについて重点的な支援を行った。また、2012年度より新たに、東日本大震災復興支援型として、被災地においての構想に対して、復興庁、文部科学省、経済産業省及び農林水産省の4省庁の施策により、その実現に対して支援することとした。

##### (5) 新産業育成ビジネス・インキュベータの提供（再掲 第2部第1章第2節1. (2) 参照）

##### (6) クールジャパン戦略による海外市場開拓

日本のコンテンツ、ファッション、地域産品、デザイン、食文化などは「クールジャパン」と呼ばれ、海外で高い人気を呼んでいるものの、海外展開を進める上で足がかりにすべき海外拠点がないことや現地の情報・ノウハウの不足、また、担い手に中小企業が多いこと等のボトルネックにより、海外で大きく稼げていない。これらの中から意欲が高い企業をとりまとめ、東南アジア、インド、欧米などの主要市場において、国内外の流通業などと組み、分野横断的・戦略的に海外展開を図る事業を行う。



### (7) BOP ビジネスの推進

BOP ビジネスを推進するために、ジェットロに相談窓口を設置し、事業計画検討段階から確立・拡大段階まで、企業個別の事業フェーズに応じた支援策（ビジネスミッション、現地試行展開支援、個別案件スポット調査等）を提供した。また、特に関心の高いインド、バングラデシュ、ケニア、タンザニア等の9カ所においては、現地コーディネーターを配置し、企業への個別支援体制を強化した。

### (8) インフラ・システム輸出

アジアを中心とした世界の膨大なインフラ需要を獲得するため、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合において「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」を決定。具体的には、JBIC・JICA・NEXI等の公的金融機関の機能強化、事業実施可能性調査や人材育成等を活用した受注競争力強化に向けた施策を決定した。また、2013年3月には、インフラ・システム輸出の更なる推進のための経協インフラ戦略会議を設置した。

### (9) レアアース・レアメタル対策

高付加価値産業に必要なレアアース・レアメタル対策については、特定供給国の政策に左右されない産業構造の確立を目指すべく、予算措置等を講じ、代替材料・使用量削減技術開発やリサイクル、権益確保等を一体的に推し進めてきた。平成24年には、これらの政策の効果に加え景気の悪化等の影響もあり、我が国ユーザー企業のレアアース需要量は減少したが、一部の鉱種については、当面、特定国への依存が続くとともに、次世代自動車や風力発電の普及等による需要増大が見込まれているところ、引き続き、必要な対策を講じていくことが必要不可欠である。

このため、平成24年度からは新たに、産学官が一体となり、今後10年をかけて革新的技術の実用化を推進する未来開拓研究制度の第一号案件として「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料開発」を立ち上げた。本事業では、ジスプロシウム等のレアアースを使用せず、従来以上に強力な磁性材料の開発を行う

とともに、モーターの更なる高性能化に向けた設計及び試作等を行うことにより、レアアースフリー高効率モーター実現を目指す。また、平成19年度より実施している「希少金属代替材料開発プロジェクト」では、希少金属を豊富に存在する資源に代替、または使用量を大幅に削減する技術開発を実施したほか、平成24年度からは新たに、使用済自動車や使用済エアコン等のモーターに使用されているレアアース磁石の回収及び磁石の再利用を効率化する技術開発に加え、使用済製品中のレアアース磁石の市中リサイクルシステム構築に向けた支援を行った。更に、平成24年度補正予算を活用し、一国依存度が高い一方で今後更なる需要増大が見込まれている鉱種についての代替材料技術開発支援や、価格高騰等の事業環境の変化により「第二・第三のレアアース」となりうるチタン等のレアメタルについて低品位鉱石を活用するための高純度化技術開発支援等の緊急的対応を実施した。

また、経済産業省及び環境省では、平成23年11月から産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合において、レアメタル等を多く含む使用済製品を対象として、レアメタル等のリサイクルに係る最適な対応策について検討を開始し、平成24年9月にレアメタルのリサイクルを経済的に成り立たせるために取り組むべき対応策を示した中間取りまとめを提示した。当該取りまとめにおいては「レアメタルを含む使用済製品の回収量の確保」と「リサイクルの効率性の向上」を柱として、使用済製品の排出が本格化してくる2010年代後半までを「条件整備集中期間」と位置付け、当該期間中に講じるべき対策を示した。その他、使用済超硬工具からのタングステンのリサイクルについて支援を行った。

### (10) 地域新産業の創出促進・基盤強化（当初：7億28百万円、補正：20億円）

当初予算では、地域経済の活性化、地域の競争力強化を図るため、地域が有する多様な強みや特長、潜在力を積極的に活用し、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援した。さらに補正予算で

は、地域における新産業の創出に向けて、地域ブロック毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する公設試に地域が技術的な強みを有する分野を中心とした試験研究・検査設備を整備することによって、地域企業の研究利用、国際規格への対応、安全性の確認等のための評価試験を行うために必要な基盤を強化した。

### (11) 医療機器産業の振興

日本の優れた「ものづくり力」と医療ニーズを連携させる「医工連携」による医療機器開発や、がん対策等の世界最先端の医療機器の開発を推進している。また、開発・審査の迅速化・合理化のため、医療機器の特性を踏まえた薬事法改正の検討や開発・審査の円滑化に資する開発ガイドライン及び評価指標等策定、医療用ソフトウェアの最適な制度設計等を推進している。

### (12) 円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業（補正：2,000億円）

円高やエネルギー制約に対応しつつ、産業競争力強化・空洞化防止を図ることを目的として、資源生産性を大幅に向上させる先端生産設備や、高付加価値なコア部品・素材を専ら生産する生産設備に対して補助を措置し、企業が最新設備等を導入するための支援を講じた。2012年度3月には公募を開始した。2013年度5月には採択事業を決定する予定。

## 2. 環境性能の高い製品の普及促進等

### (1) 革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進（70億75百万円）

革新的な技術を用いて、大きなCO<sub>2</sub>削減効果をもたらす世界最先端レベルの低炭素製品に関する生産技術を確立するための国内での設備投資に対して支援を行うことにより、国内での工場立地を促進し、低炭素型産業の大きな成長を図ることを目的とした支援事業を実施した。

### (2) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の導入促進（当初：292億円、補正：

### 1,005億円）

運輸分野における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車を導入する者に対し、通常の自動車との価格差の2分の1以内の補助を行うとともに、充電器の購入に対する補助を行った。また「ガス欠ならぬ『電欠』なき日本」を目指し、補正予算により充電設備の設置に対する補助を拡充し、充電器の購入費に加えて一部工事費についても助成する補助制度を2013年3月から開始した。

### (3) 環境対応車への購入補助（平成23年度第四次補正：3,000億円）

環境性能に優れた新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図るため、環境性能に優れた新車の購入に対する補助を2012年9月まで実施した。

### (4) 自動車重量税・自動車取得税の減免措置

2009年度に導入したエコカー減税について、地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点も踏まえ、燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、3年延長した。（自動車重量税：2009年4月から2015年4月末まで、自動車取得税：2009年4月から2015年3月末まで）

### (5) 自動車税のグリーン化特例

燃費性能などに応じて自動車税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う措置について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の普及、及び更なる低公害化を進める等の観点を踏まえ、燃費基準の切り替えを行うとともに、2年延長した。（2014年3月末まで）

### (6) 住宅エコポイント制度

2012年1月から、再開された復興支援・住宅エコポイント制度の受付を開始した。

ポイントが発行されるエコ住宅の新築及びエコリフォームの工事の着工・着手期限は2012年10月末で終了した（各工事に応じた期限までポイントの申請・交換は受付する）。

### (7) 国内クレジット制度（24億85百万円）

中小企業等が行った省エネ等の取組を評価し、これ

を支援する「国内クレジット制度」において、中小企業等の負担軽減のため、手続面等を支援する事業を行った。また、2012年度予算事業として、同制度を活用した中小企業等の低炭素型投資と着実な排出削減を後押しするため、低炭素型設備の導入を通じたCO<sub>2</sub>排出削減量の見込み量に応じて助成金を事前に支給する事業を行った。

## 第2節 中小企業の育成

### 1. 取引の適正化

#### (1) 下請取引の適正化

##### ① 下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の運用強化

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係のもと、下請代金法を執行した。また、平成24年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施した。また、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための専用フォーム「中小企業取引相談目安箱」を中小企業庁のホームページ内に設置し、下請代金法違反に関する情報収集を強化し、これまで以上に、下請代金法の厳格な運用に努めた。

##### ② 特別事情聴取等の実施

11月に実施した「下請取引適正化推進月間」において、「過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者」等を対象に、特別事情聴取等を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。

##### ③ 下請取引の適正化に関する要請

年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の観点から、親事業者33,065社及び関係事業者団体645団体に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長代理委員の連名で、下請代金法の遵守など下請取引の適正化に関する要請文を发出し、周知徹底を図った。

##### ④ 下請代金法講習会等の実施（5億84百万円の内数）

下請代金法の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を135回開催した。また、広く下請代金法の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。

##### ⑤ 下請ガイドライン（5億84百万円の内数）

親事業者と下請事業者間の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン「下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下「下請ガイドライン」という。）」をこれまでに15業種策定しているが、平成24年度は、15業種のガイドラインの説明会を216回開催した。

##### ⑤ 下請かけこみ寺（5億84百万円の内数）

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続（ADR）を実施した（相談件数4,931件）。

### 2. 下請中小企業対策

#### (1) 下請中小企業振興法に基づく、振興基準の周知

##### ① 下請取引改善講習会における周知

下請中小企業振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（以下「振興基準」という）、振興事業計画に係る助成措置等について、周知を図った。



## ②下請事業者への配慮要請

年末に向けた下請事業者の資金繰り確保等の観点から、関係事業者団体745団体に対し、経済産業大臣及び各事業所管大臣の連名で、振興基準の遵守について要請文を発送し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請した。

## (2) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援

### ①取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業者に対して、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った受発注情報を紹介し、きめ細やかな取引のあっせんを行った。

### ②ビジネス・マッチング・ステーション（49百万円の内数）

下請中小企業の販路開拓を支援するために、インターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）(<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>)」により、受発注情報等の情報提供を行った（登録企業数は24,850社）。

### ③緊急広域商談会開催事業（49百万円の内数）

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業等を対象に、広域的に新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を8会場で開催した。

### ④特別商談会（5億84百万円の内数）

東日本大震災の影響を受けた中小企業の新規受注の確保等の支援や新しいものづくりの体制の確保に向け、東日本大震災の被災県の中小企業を対象とした商談会を2回開催した。参加中小企業は、延べ約330社。

## 3. 中小企業の経営の革新及び創業促進

### (1) 経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するた

め、以下のような支援措置を行った。

### ①政府系金融機関による融資

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、低利による融資を行った。

### ②中小企業信用保険法の特例

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

## (2) 創業・ベンチャーの促進

### ①地域需要創造型等起業・創業促進

新たに起業・創業や第二創業を行う女性や若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援した。

### ②新創業融資制度

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で（株）日本政策金融公庫が融資を行う制度である。2012年度は1月末までに、8,097件、287億円の融資を実行し、2001年度の制度創設から2013年1月末までの融資実績は、100,202件、3,366億円となった。

### ③新事業育成資金（グローバル展開志向創業支援関連）

高い成長性が見込まれる新たな事業を行い、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者を対象に、（株）日本政策金融公庫による優遇金利を適用する融資制度である。2011年12月の制度創設から2013年1月末までの融資実績は、5件、2億1,000万円となった。

### ④創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、これから創業する方、創業5年未満の方等を対象に創業関連保証制度等を実施した。

### ⑤中小企業支援担当者向け研修（（独）中小企業基盤



**整備機構交付金の内数)**

中小企業大学校において、創業の意志を持つ者を支援するため、地方自治体の職員、商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業診断士等の支援者を対象に、創業者のビジネスプランを評価するための着眼点及び考え方並びに創業・ベンチャー企業に対する支援施策及び支援のポイント等を内容とした「能力強化研修」、「小規模企業支援能力向上研修」及び「新規事業・新規創業支援の進め方研修」を実施した。

**⑥ファンド出資事業（(独) 中小企業基盤整備機構自己資金)**

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積ファンド組成数88件、累積投資額1,065億円、累積投資先企業数2,243社に至った（2012年12月末実績）。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積ファンド組成数51件、累積投資額594億円、累積投資先企業数505社に至った（2012年12月末実績）。

**⑦ベンチャープラザ（(独) 中小企業基盤整備機構交付金の内数)**

中小・ベンチャー企業が、資金を得るためにベンチャーキャピタルや投資家等へ自社のビジネスプランを発表等する機会を設けるとともに、プレゼンテーションを行った企業と投資家等の商談の場を提供した。

**(3) 新事業促進支援事業**

中小企業による新事業活動の促進を図るため、「新事業活動促進法」、「地域産業資源活用促進法」、「農工商等連携促進法」に基づき、中小企業者が行う新商品、新サービスの開発や、それらの販路開拓の取組に対し、予算、融資等を活用した支援を実施した。

**①新事業活動促進支援補助金（20億の内数)**

上記各法律に基づく計画の認定を受けた中小企業者が、当該計画に従って行う試作品開発や市場調査等の

事業の市場化に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

**②政府系金融機関による融資**

事業計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、(株) 日本政策金融公庫による低利融資を行った。

**③中小企業信用保険法の特例**

事業計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

**(4) 中小企業の海外展開支援**

2012年3月の「中小企業海外展開支援会議」において、「中小企業海外展開支援大綱」を改定。本大綱を踏まえ、中小企業の本格的な海外展開に向け、資金面を含め総合的な支援策を講じていくこととした。

**①中小企業海外展開等支援事業（27億60百万円)**

「中小企業海外展開支援大綱」を踏まえ、中小企業の海外展開を支援するため、(独) 日本貿易振興機構および(独) 中小企業基盤整備機構が連携し、国内外展示会への出展支援、海外バイヤーを招へいた商談会の開催等を実施した。

**② JAPAN ブランド育成支援事業（3億87百万円)**

複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み等を踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

**③政府系金融機関による融資（海外展開資金)**

中小企業者の海外展開に必要な資金繰りを支援するため、(株) 日本政策金融公庫による低利融資を行った。

**④若手人材の海外インターンシップ派遣（7億円の内数)**

急拡大する新興国市場に対応できるグローバル人材を育成し、中小企業の国際展開の促進、インフラビジネスの獲得等を図るため、2012年度からの新規の取組として、日本の若手社会人・学生をインターンとして開発途上国の政府系インフラ機関、民間企業等に派遣するインターンシップ派遣事業を実施した。2012

年度は(財)海外産業人材育成協会と(独)日本貿易振興機構の共同での実施により、86名の若手社会人・学生を最長6ヶ月間、10カ国の開発途上国に派遣した。

⑤グローバル技術連携支援事業(再掲 第2部第1章第1節1.(4) ③参照)

### (5) 経営支援の担い手の活性化

内需減退や大震災の影響等、経済環境が変化する中、中小企業が直面する経営課題は、取引先企業の海外流出、海外販路開拓や新事業展開等、より多様化・複雑化・高度化しており、中小企業の経営力強化を図っていくためには、経営支援の担い手の多様化・活性化を図ることが重要である。

平成24年8月には、中小企業経営力強化支援法が施行され、高度・専門的な経営支援を行う税理士、弁護士、地域金融機関、中小企業団体等を認定支援機関として認定し、中小企業に対して、「チーム」として専門性の高い支援が実施される支援体制が整備された。

また、今後、経営支援の担い手として期待される若手専門家を中心として、長期・実践的な研修を行うとともに、創業又は経営多角化等による新たな事業活動を行う中小企業を支援するため、認定支援機関の支援を前提に、金融と経営の一体的支援による新たな融資制度を創設した。

①中小企業経営力基盤支援事業(リレーションシップ・バンキング等に係る中小企業の信用保証料の引下げ 2億円)

認定支援機関が、中小企業に対して事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を行う場合に、中小企業に対して、経営力強化保証制度により信用保証協会の保証料を減額し、金融面だけでなく、経営状態を改善する取組を支援した。

②高度実践型支援人材育成事業(2億円)

経営支援に実績のある優れた支援機関が、地域金融機関等から研修生を受け入れて実践的な研修事業を行

う際に、必要な経費を補助した。

③中小企業経営力強化資金(補正予算:5億円)

創業又は事業拡大、新分野開拓等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者に対し、それぞれの企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな支援を行うため、認定支援機関の支援(事業計画の策定支援・実行支援等)を受けることを前提とした、(株)日本政策金融公庫の低利融資を創設し、中小企業・小規模事業者の経営力や資金調達力の強化を支援した。

## 4. 中小企業のものづくり基盤技術強化

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業(再掲 第2部第1章第1節1.(4) ②参照)

(2) 人材対策事業(人材対策基金282億円の内数)

中小企業・小規模事業者の優秀な人材の確保を支援するため、①新卒者及び平成22年3月以降に大学等を卒業した未就職者等に対して中小企業・小規模事業者が実施する職場実習の支援、②育児等で一度、退職し再就職を希望する女性等(新戦力)に対して中小企業・小規模事業者が実施する職場実習の支援、③中小企業・小規模事業者を支援する機関と大学等が連携し、経営者による出前講座を行うなど、中小企業・小規模事業者と学生の日常的に顔が見える関係構築から両者のマッチング、新卒者等の採用・定着までの一貫した支援、に着手した。また、企業OB人材等を活用し、ものづくり中小企業等の技術力の維持・向上のための指導者を育成する研修を実施するとともに、中小企業で特に不足している若手技術者を対象に現場実習を中心とした実践型研修を実施した。

## ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

## 第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

## 1. 初等中等教育において講じた施策

## (1) 全国産業教育フェアの開催（22百万円）

産業界、教育界、更に国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校の生徒の研究発表や作品展示、ロボットコンテスト等を行う「全国産業教育フェア」を2012年11月10日～11日（2日間）岡山県において開催した。

## (2) 教員研修の実施（（独）教員研修センターの運営費交付金の内数）

産業教育担当教員等を対象とする教員研修を実施した。

## (3) 産業教育施設・設備の整備

公立（都道府県立）高等学校における産業教育施設整備については、地域自主戦略交付金（一括交付金）の対象事業とし、また、2012年度第一次補正予算においては、学校施設環境改善交付金の対象事業とした。

なお、私立高等学校における産業教育のための実験実習については、必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助した。

## (4) スーパーサイエンスハイスクール（（独）科学技術振興機構運営費交付金中の内数等）

学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や体験的・問題解決的な学習を行うなど、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール（SSH）として指定し、その取組を支援した。

## (5) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

ものづくりや知的財産権の取得に必要な活動の体験

などを通じて、専門高校及び高等専門学校の生徒・学生が「知的財産に関する創造力・実践力・活用力」を育む取組に対する支援を行った。

## (6) 豊かな体験活動推進事業（学校・家庭・地域の連携協力推進事業 85億16百万円の内数）

児童の豊かな人間性や社会性を育むため学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援した。

## 2. 高等教育において講じた施策

## (1) インターンシップの推進

大学・高等専門学校において、学生の高い職業意識や創造性を育成するため、企業等の現場におけるインターンシップを推進した。

①インターンシップを実施している大学等に対する支援のうち、私立大学等に対しては私立大学等経常費補助金において措置（私立大学等経常費補助金の内数）

②一層の推進を図るための調査研究等の実施

## 3. 専修学校教育において講じた施策

## (1) 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進（4億79百万円）

産学官の連携・取組により、中核的専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、環境・エネルギー、食・農林水産、医療・健康、介護・保育等、クリエイティブ（コンテンツ、デザイン・ファッション等）、観光、ITなどの各成長分野における取組を先導する専修学校を中心とした産学コンソーシアムを組織化し、社会人等が学びやすい学習システムの導入促進に関する取組を推進した。

## 第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興

### 1. 一般市民や若年層に対する普及啓発

#### (1) 日本科学未来館での取組

日本のマンガ文化をもとに、科学技術の現状とその可能性を伝える企画展「科学で体験するマンガ展」を開催した（2012年7月7日～10月15日）。具体的には、人々に原動力を与えてきたマンガに描かれるヒーロー・ヒロインの能力を、科学技術で再現することで、子どもはもちろん、かつて子どもだった人たちへ、未来を描く力がものづくりへの原動力となることを伝える内容とした。

#### (2) 「子どもゆめ基金」事業

（独）国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」事業により、民間団体が実施する科学体験活動や自然体験活動などの子どもたちの様々な体験活動に助成を行っている。2012年度は、4,665件の応募に対し、3,433件を採択した（参照：<http://yumekikin.niye.go.jp/>）。

#### (3) （独）国立科学博物館における講座・教室等

##### ① 国立科学博物館の活動

国立科学博物館では、自然史や科学技術史に関する調査研究と標本資料の収集・保管を行い、人々のものづくりへの関心を高める展示・学習支援活動を実施している。2012年度に開催した特別展「元素のふしぎ」では、元素の純粋な単体やその元素からできている製品などを展示するとともに講演会やワークショップを実施して、元素を切り口に、科学の面白さや奥深さを体

感し学べる機会を提供した。このほか、世代別の学習プログラムの普及を行うとともに、体験活動等を通して、自然史や科学技術史についての理解を深め、ものづくりへの関心を高める学習支援活動を実施している。

##### ② 「夏休みサイエンススクエア」「新春サイエンススクエア」

国立科学博物館では、子どもたちの夏休みや冬休みに合わせて「夏休みサイエンススクエア」「新春サイエンススクエア」を実施している。館内で学習支援活動等を行う教育ボランティア、工業高等専門学校、大学等の協力も得て、実験、観察、工作などの参加型の企画を多数開催し、科学を身近に感じる取組を行っている。

##### (4) 文化財保存技術の保護（3億26百万円）

選定保存技術の保持者・保存団体が行う伝承者養成や技術の錬磨等に対して補助を行うとともに、支援が必要な文化財保存技術を対象として保存団体等が行う伝承者養成等に補助を行った。また、選定保存技術の公開事業を行った。

## 2. 技術者に対する生涯学習の支援

#### (1) 研究人材キャリア情報活用支援事業（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

技術者が継続的に技術能力の向上を図れるよう、インターネットを活用した技術者の能力開発、再教育のための教材を開発し、提供した。



# その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

## 第1節 国際協力

### 1. 政府間の技術協力

職業能力開発分野の政府間の技術協力として、(独)国際協力機構(JICA)を通じ、ものづくり基盤技術に関する人材育成分野を含む専門家の派遣、研修員の受入れ、開発途上国における研修の実施に対する協力を行った。

### 2. 国際機関等を通じた技術協力(2億37百万円)

アジア太平洋地域の職業訓練の水準の向上等を目的としたILOの地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画を通じた協力として、ILOと共催で政労使による地域の技能開発、ものづくりの振興及びその質の向上に資するワークショップ等を開催した。

アジア太平洋経済協力(APEC)域内の人材養成分野の活動に対する協力として、域内の開発途上国の地域住民に基礎的な技能を付与する人材養成技能研修事業等を行った。

東南アジア諸国連合(ASEAN)を通じた人材養成分野への協力として、ASEAN4か国(CLMV諸国:カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)の官民の職業能力開発担当者を対象に、職業能力開発制度等に関する研修等を実施した。

開発途上国に対し、我が国の技能評価システムのノウハウの移転を図ることを目的とした技能評価システム移転促進事業により、業界団体等の技能評価担当者に対する研修及び現地トライアル検定・普及活動等を実施した。

### 3. 外国人技能実習生等の受け入れ等

#### (1) 外国人技能実習制度(4億27百万円)

外国人技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当

該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設されたものである。本制度は、2010年7月の制度改正により、入国1年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適用されることとなった。制度の適正な実施のため、2012年度は(公財)国際研修協力機構(JITCO)に委託し、技能実習成果の評価、技能実習生受入れ機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談及び各種の指導・援助を実施した。

#### (2) 外国人留学生受け入れ事業(74百万円)

開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、職業能力開発総合大学校長期課程及び研究課程へ留学生を受入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法等の付与を行った。

### 4. 開発途上国の産業人材育成支援と我が国企業の海外展開支援

#### (1) 経済産業人材育成支援事業(21億63百万円)

開発途上国のリーダーとしての活躍が期待される産業人材に対し、日本企業が有する専門技術やノウハウ、経営管理手法等の習得に向けた日本への受入研修、専門家派遣による現地指導に対する支援を実施することで我が国企業の海外進出や開発途上国の発展を支援するもの。具体的には、アジアをはじめとする世界各国の産業技術者や経営管理者等の人材を対象に日本国内の企業の製造ライン等の企業の現場を活用した研修や、我が国からの専門家派遣による現地の企業現場でのOJTを含む技術指導等に対する支援を実施している。2012年度は研修生2202名の受入れ及び専門家127名の派遣を実施。

#### (2) 研究協力事業(3億9百万円)

開発途上国の単独の研究開発能力では解決困難な技術課題を我が国が有する技術やノウハウを活用して解

決するため、開発途上国の研究機関等と我が国の研究機関、高等教育機関および民間企業等との連携による共同研究を実施するもの。2012年度はタイ、ベトナム、ミャンマーにおいて環境・エネルギー分野を中心に研究協力を実施した。

### (3) 中小企業の現地拠点における高度人材確保の支援

海外に進出した中小企業は現地での知名度の不足も

あり、高度人材の確保に苦慮していることから、開発途上国の高等教育機関と連携し日系企業への就職を志望する途上国人材の裾野拡大に向けた取組を実施するもの。2012年度はタイとベトナムの11大学と連携し、各大学において学生に向け日本企業文化等の講義や現地日系企業の視察等を実施した。

## 第2節 ものづくり日本大賞

### 1. 第5回ものづくり日本大賞の実施

ものづくり日本大賞は、製造・生産現場の中核を担っている中核人材や伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を顕彰するもの。経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省が連携して2005年度より隔年開催しており、2013年度で5回目の開催を迎える。

2012年度においては、経済産業省では来年度の表彰に向けて第5回ものづくり日本大賞の候補案件の募

集を実施。募集に際しては、専用ウェブサイト、パンフレット、ポスターを作成するなど、応募促進のための取り組みを行った。2012年度12月14日から2月22日にかけて募集を行った結果、全国から323件の応募があった。

経済産業省では今年度の応募結果を踏まえ、2013年度には、全国9地域に設置する地方分科会において第一次審査を、経済産業省が設置するものづくり日本大賞選考有識者会議において第二次審査を行い、受賞者の選定を行う。関係省庁の案件と合わせて2013年度夏頃を目処に受賞者を決定し、表彰式を実施する予定。

## 東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策

## 第1節 資金繰り対策

## 1. 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

## (1) 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により直接又は間接被害を受けた中小企業等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の保証制度を引き続き実施した。

- ①対象者：震災による直接・間接被害者（風評被害等を含む。）
- ②保証限度額：セーフティネット保証等と別枠で最大2.8億円（セーフティネット保証や災害関係保証と合わせて、無担保で1.6億円、最大5.6億円）
- ③保証割合：100%保証

## (2) 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により直接又は間接に被害を受けた中小企業者等を対象とした、(株)日本政策金融公庫・(株)商工組合中央金庫の「東日本大震災復興特別貸付」を引き続き実施した。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業者等や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業者等に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も引き続き実施した。

- ①対象者：震災による直接・間接被害者（風評被害等を含む）
- ②貸付期間：最長20年、据置期間：最長5年
- ③金利引き下げ：当初3年間は最大▲1.4%、その後は最大▲0.5%

（※直接被害者であって、全壊・流失等の場合は、当初3年間実質無利子化）

## ④無担保・第三者保証人なし

## (3) 二重債務問題対策

被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる、いわゆる二重債務問題に対応するため、政府は2011年6月17日に「二重債務問題への対応方針」を決定した。同方針に基づき、被災各県に設立した「産業復興相談センター」において被災事業者の相談を受け付けると共に、「産業復興機構」では金融機関等有する債権の買取等による支援を行った。

また、平成23年11月21日に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）が成立し、同法に基づき設立された「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」においても金融機関等有する債権の買取等を通じた支援を開始した。

## (4) 中堅・大企業向け資金繰り対策

震災の影響により経営に支障が生じた中堅・大企業に対し、①商工中金・日本政策投資銀行による「危機対応貸付」の枠の拡充、②中堅・大企業の信用力の補完、③利子補給、④産活法認定企業に対する指定金融機関からの出資の円滑化のための措置を講じた。

また、復興過程で借入依存度を高め資本が毀損した企業に対し、商工中金・日本政策投資銀行による資本性劣後ローンなど民間資金の「呼び水」となる資本性の資金を提供し、産業復興に向けた資金繰り支援を実施した。

## 第2節 工場、学校等の復旧への支援

### 1. 仮設工場、仮設店舗等整備事業（50億円）

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災中小企業等が早期に事業を再開するための支援として、（独）中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗等を整備し、市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施した。これまで、6県50市町村において、522箇所が竣工している（25年3月末時点）。

### 2. 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（500億円、東日本大震災復興特別会計予備費：801億円）

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、②激甚災害法に基づき、事業協同組合等が行う協同施設の災害復

旧事業にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、③商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、を実施し、被災された中小企業等のグループ、事業協同組合などの施設の復旧・整備、修繕に対する支援を行った。

### 3. 復旧・復興のための支援専門家派遣（補正予算：24億90百万円）

（独）中小企業基盤整備機構が盛岡、仙台、福島などの被災地に支援拠点を設置し、中小企業の相談対応や被災した中小企業、自治体及び支援機関（各種経済団体）に対して、専門家を無料で派遣する等の事業を実施した（災害復興アドバイス等支援事業）。また、災害対応の相談員が被災地域の支援機関（商工会・商工会議所など）を巡回し、被災中小企業の相談を幅広く受け付ける事業を実施した（中小企業支援ネットワーク強化事業）。

## 第3節 職業能力の開発及び向上

### 1. 成長分野等人材育成支援事業の実施

東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は業種を問わずOff-JTだけでなくOJTも含め訓練費用を助成するよう支援を行った。

また、東日本大震災の被災地の復興に資する産業分野の事業を行う岩手・宮城・福島県の中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさ

せた場合に、その受講料や住居費の一部を助成するよう支援を行った。

### 2. キャリア形成促進助成金の特例措置の実施（8億74百万円）

東日本大震災復興対策の特例措置として、被災地の事業主が能力開発を行う場合や、被災地以外の事業主で震災や急速な円高の影響を受けた者が新たな事業展開に資する能力開発を行う場合については、助成率の引上げ等を引き続き実施した。



## 第4節 風評被害に係る対策

東日本大震災による原子力事故以降に現実に生じたいわゆる風評被害により、事業者が不当に不利な立場に置かれまいよう、諸外国に対して積極的に情報発信し、工業製品等の放射線測定や製品・製品の販路開拓支援に全力で取り組む。

関による放射能非汚染証明を求められる事例が相次ぎ、事業者にとって大きな負担となっていることから、国が指定した検査機関が行う輸出品に係る放射線量検査の検査料について、一定率の補助をし、風評被害による物流の停滞を防ぎ貿易の円滑化を図った。

### 1. 風評被害対策

#### (1) 貿易円滑化事業費補助金（1億円）

原子力事故以降、外国政府や海外取引者から検査機

## 第5節 原子力災害からの復興支援

### 1. 福島県における医療関連拠点整備

福島県における地域産業の活性化につなげる取組として、県内ものづくり企業や医療機関等の連携による医療機器の開発・実証や福島県立医科大学を中心とした創薬拠点の整備等を行う事業について、原子力災害等からの復興等のために設置された福島県原子力災害等復興基金を通じて支援している。

また、福島県をはじめ全国の医療機器の研究開発・安全対策、事業化を支援するため、大型動物を用いた安全性評価や薬事法の許認可等に関するコンサルティング等の機能、企業が共通で活用できるトレーニングセンター設備を備えた拠点を整備する事業について、同基金を通じて支援している。

## 第3節

工場、学校等の復旧への支援  
職業能力の開発及び向上

## 第4節

風評被害に係る対策  
原子力災害からの復興支援